

○妊娠障害休暇

・概要

- (1) 妊娠中の職員の健康を維持することを趣旨としており、妊娠に起因する障害のために勤務に服することが困難な場合において14日以内取得することができる。

・関係法令等

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第14条、第16条
(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条第4号、第16条、第19条
(3) 福島県教育庁等に勤務する職員の休暇等に関する取扱要領 第4の5
(4) 市町村学校管理規則

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	職員は、事前に「休暇（欠勤）願」を校長に提出する ※ 医師の診断書、母子健康手帳等妊娠事実を証明する書類を添付又は呈示すること ※ 校長の場合は、市町村教育長に提出する
承 認	校長は、症状等を確認し、承認する ※ 校長は、プライバシーの保護に十分注意すること
処 理	出勤簿等、関係書類の記載整理をする
保 管	関係綴りに保管する

・留意事項

- (1) 「妊娠に起因する障害」とは、妊娠に起因して出現するつわり（妊娠悪阻を含む。）、浮腫、蛋白尿、高血圧、静脈瘤その他これらに準ずるものをいう。
- (2) この休暇は、分割して取得することができる。その際、2度目以降の「休暇（欠勤）願」には、医師の診断書等の添付（呈示）は必要ない。
- (3) やむを得ない理由で事前に承認を受けることができない場合は、その旨を連絡し、事後すみやかに校長の承認を受けること。
- (4) 半日又は時間単位でも取得することができる。分単位で承認された場合は切り上げて1時間として計算する。

以下余白